

## Ⅱ 測 量 業 務

# 1 路線測量業務特別仕様書記載例

路線測量業務特別仕様書記載例	
項目	内容
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、〇〇事業の一環として建設される〇〇の設計に資するため、路線測量を行うものである。
(場所) 第1-3条	業務位置は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇地内(地先)で別添位置図に示すとおりである。
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 ・〇〇用水路測量 L=〇.〇〇km ・〇〇道路測量 L=〇.〇〇km
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るものとする。 (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

作成要領及び留意事項												
内容	契約書	共通仕様書										
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の目的を簡潔に記載する。</li> <li>〇〇には、用水路名及び距離数を記載する。</li> <li>〇〇には、道路名及び距離数を記載する。</li> </ul>	第1条	第1条										
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、測量作業の内容に応じ、必要なものを記載する。</li> <li>伐採等による有価木の補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲(規格、数量等)を示すとともに、受注者の負担を具体的に記載する。</li> <li>伐採等の補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記載する。</li> <li>ISO9000s認証取得(JIS Z9002-1994 [ISO9002:1994])を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。</li> </ul>	第13条	第16条										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(履行義務) 第1-9条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>(品質システム文書の取扱い) 第1-10条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者の複数の組織間で実施する場合、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。</li> <li>本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。</li> <li>受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>(品質システムの変更) 第1-11条</td> <td>受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(発注者への協力) 第1-12条</td> <td>受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(履行義務) 第1-9条	<ol style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol>	(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者の複数の組織間で実施する場合、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。</li> <li>本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。</li> <li>受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。</li> </ol>	(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。	(発注者への協力) 第1-12条	受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。		
項目	内容											
(履行義務) 第1-9条	<ol style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol>											
(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者の複数の組織間で実施する場合、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。</li> <li>本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。</li> <li>受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。</li> </ol>											
(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。											
(発注者への協力) 第1-12条	受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。											

路線測量業務特別仕様書記載例														
項 目	内 容													
(配置技術者の確認) 第1-6条	<p>共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>													
(保険加入) 第1-7条	<p>受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>													
(技術員等の配置) 第1-8条	<p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。</p> <p>配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p>													
第2章 作業条件 (作業基本条件) 第2-1条	<p>測量作業の基本条件は、次のとおりである。</p> <p>本測量の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既設の基準点・水準点名</th> <th>標高(EL)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		既設の基準点・水準点名	標高(EL)	備 考									
既設の基準点・水準点名	標高(EL)	備 考												
(貸与資料) 第2-2条	<p>貸与資料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 料 名</th> <th>部数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用水路測量業務報告書</td> <td>〇部</td> <td>〇年度</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>		資 料 名	部数	備 考	〇〇用水路測量業務報告書	〇部	〇年度						
資 料 名	部数	備 考												
〇〇用水路測量業務報告書	〇部	〇年度												
(関連業務) 第2-3条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、相互に協調の図られた測量としなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業 務 名</th> <th>業 務 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		番号	業 務 名	業 務 期 間									
番号	業 務 名	業 務 期 間												

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
	<p>2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。</p>		<p>第11条 第12条</p>
	<p>現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。</p> <p>なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。</p>		<p>第38条</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の基本条件として契約上重要なものについて記載する。</li> <li>既知点は、基本測量又は公共測量の測量成果である点とし、図面及び表に級及び位置を具体的に記載する。</li> <li>本業務で使用する図面が、日本測地系から世界測地系に準拠した座標に変換されているかを確認する。変換されていない場合は、その旨を記載する。 (記載例) 日本測地系座標</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与資料は、個々の作業において必要なものを記載する。 (記入例) 本測量作業に関連する測量成果物（特に基準点測量及び水準測量の成果物）、報告書等。</li> <li>支給材料（物品）がある場合は、次条に（支給材料）として、その内容を記載する。</li> </ul>	<p>第16条</p>	<p>第5条 第13条</p>

路線測量業務特別仕様書記載例																					
項目	内容																				
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体計画</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>路線選定</td> <td>L=〇.〇〇km</td> </tr> <tr> <td>線形決定</td> <td>L=〇.〇〇km</td> </tr> <tr> <td>IP設置測量</td> <td>L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所</td> </tr> <tr> <td>中心線測量</td> <td>L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所</td> </tr> <tr> <td>仮BM設置測量</td> <td>L=〇.〇〇km (〇点)</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>L=〇.〇〇km</td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>L=〇.〇〇km 測量幅：中心線より左右各々〇〇m 曲線：〇〇箇所</td> </tr> <tr> <td>現地測量</td> <td>A=〇.〇〇〇km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	全体計画	1式	路線選定	L=〇.〇〇km	線形決定	L=〇.〇〇km	IP設置測量	L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所	中心線測量	L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所	仮BM設置測量	L=〇.〇〇km (〇点)	縦断測量	L=〇.〇〇km	横断測量	L=〇.〇〇km 測量幅：中心線より左右各々〇〇m 曲線：〇〇箇所	現地測量	A=〇.〇〇〇km <sup>2</sup>
作業項目	数量																				
全体計画	1式																				
路線選定	L=〇.〇〇km																				
線形決定	L=〇.〇〇km																				
IP設置測量	L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所																				
中心線測量	L=〇.〇〇km 曲線：〇〇箇所																				
仮BM設置測量	L=〇.〇〇km (〇点)																				
縦断測量	L=〇.〇〇km																				
横断測量	L=〇.〇〇km 測量幅：中心線より左右各々〇〇m 曲線：〇〇箇所																				
現地測量	A=〇.〇〇〇km <sup>2</sup>																				
(作業の留意点) 第3-2条	<p>測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 線形決定</p> <p>ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。</p> <p>イ 線形は、地形図(1/〇〇〇)上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。</p> <p>(2) IP設置測量</p> <p>ア IPの設置に当たっては、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>イ IP点には引照杭を、仮水準点には保護杭を設けるものとする。</p> <p>ウ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打針等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。</p> <p>(3) 中心線測量</p> <p>ア 中心杭の間隔は、原則として〇〇m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。</p> <p>イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打針等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。</p> <p>(4) 仮BM設置測量</p> <p>仮BMの設置は、監督職員の指示により行うものとする。</p> <p>(5) 縦断測量</p> <p>縦断面図の縮尺は、縦S=1/〇〇〇、横S=1/〇〇〇とする。</p> <p>(6) 横断測量</p> <p>ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。</p> <p>イ 横断測量の縮尺はS=1/〇〇〇とする。</p> <p>(7) 現地測量</p> <p>現地測量の地図情報レベルは〇〇〇とする。</p>																				
(管理技術者) 第3-3条	<p>1 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。</p> <p>(記載例-1)</p> <p>2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>																				

作成要領及び留意事項						
内容	契約書	共通仕様書				
<p>・作業項目及び数量は、見積及び変更条件として不可欠であり、積算に使用したものを記載する。</p> <p>・歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、当該業務の受注者等に調査票等の記入を行わせる場合は、次表を作業項目表に追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩掛調査</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	歩掛調査	1式		
作業項目	数量					
歩掛調査	1式					
<p>・中心点の間隔を記入する。</p>						
<p>・縦断面図の縮尺を記入する。</p>						
<p>・横断面図の縮尺を記入する。</p>						
<p>・地図情報レベルを記入する。</p>						
<p>・測量作業においては、測量作業規程で測量士又は測量士補以外の者を技術者として作業に従事させてはならないとあり、また主任技術者においては、測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。よって測量業務のみの管理技術者は、測量士とする。</p> <p>・設計業務と一括発注する場合は、設計業務において管理技術者の配置を記載するので、この第3-3条(管理技術者)は省略する。又、調査業務と一括発注の場合は、当該業務が支配的な業務(業務価格が高価な場合)にあたる場合に配置する。</p> <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p>	第10条	第7条				

路線測量業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	<p>(記載例-2)</p> <p>2 別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL(<a href="https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p>	
	第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	<p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	<p>共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 測量作業着手前の段階</p> <p>第 2回 中間打合せ ( )</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p> <p>・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。</p>			
<p>・打合せは、作業の手戻りがないように、また、目的とする成果物が得られるように、必要な時期に行う。</p> <p>・中間打合せは、必要に応じて回数を増減するとともに、( )内に具体的に内容を記入する。</p> <p>・打合せ時期 (記入例) 第2回 中間打合せ(線形決定時)</p>			第10条

路線測量業務特別仕様書記載例	
項 目	内 容
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	<p>(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(記載例-2) ただし、別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部</p>
(成果物の提出先) 第6-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 ○〇県○〇市(郡) ○〇町(村) ○〇番地 ○〇農政局○〇事業(務)所</p>
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p> <p>・成果物の出力及び図面原図の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 図面原図1式</p>		
	第17条～ 第20条	第17条 第18条
	第58条	第22条～ 第25条

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第3-3条、5-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額